

第7回年金業務・社会保険庁監視等委員会指摘事項に対する回答等

平成20年2月26日  
社会保険庁

( 目 次 )

・ 延滞金の徴収漏れについて	1
・ 厚生年金保険等及び国民年金の台帳等の保管状況	4
・ 過年分の支払額が含まれる場合の源泉徴収について	6

(問) 第7回委員会において報告があった「延滞金の徴収漏れについて」(平成19年12月26日公表)に関して、当該事案を把握した経緯等について説明されたい。

(回答)

1 延滞金の徴収漏れ事案を把握した経緯

- ① 平成18年11月、法令違反通報窓口にて「愛知社会保険事務局において不適正な差押え処理がなされている」との通報があった。
- ② 当初、個別的な事務処理誤りと考えていたが、調査を進める中、延滞金を不適正に減額する事案であることが判明したため、愛知社会保険事務局の差押えのオンライン入力データ等について調査を行い、その結果を平成19年8月10日に公表した。
- ③ その後、同事務局と同様の不適正な事務処理の事案の有無について、全社会保険事務局において調査を行い、平成19年12月26日に公表した。

この調査の過程で、福島社会保険事務局において差押えの事実がないにもかかわらず差押えの入力を行い、延滞金を不適正に減額した後に本来の延滞金全額を領収し、その差額を当該事業所とは別の事業所の滞納保険料や延滞金に充当している事案が判明したため、平成19年12月26日に公表。

## 2 今回の事案が業務監察で判明しなかった理由等

社会保険庁における業務監察は、平成18年8月以前は、事業目標を達成するための事業課題に対する取組状況など、事業を推進する観点に立った指導に重点を置いていた。

しかしながら、平成18年5月に国民年金保険料の不適正免除等の事務処理が判明した際、当時の業務監察によっては発見できなかったため、平成18年9月から、事務処理が法令、通知等に基づき適正に実施されていることを決裁文書や届書などをチェックすることにより確認する「適正検査」を実施することとした。

平成18年9月21日に愛知県の社会保険事務所において適正検査に重点をおいて徴収業務の監察を実施したところ、滞納処分等の点検の中で、不適切な事務処理が行われている事案を発見したが、一旦、事務処理誤りと整理し、内容についての確認を愛知社会保険事務局に指示していた中で、法令違反通報窓口への通報があり、調査を行うに至ったものである。

## 3 再発防止策等

### (1) 延滞金の徴収漏れ事案の再発防止策

健康保険、厚生年金保険等の保険料等を長期に滞納する事業所に対する的確な滞納整理事務の徹底による適正な債権管理を推進するため、平成19年8月に「健康保険、厚生年金保険等の保険料等の的確な滞納整理事務の徹底等について」（通知）を各地方社会保険事務局に発出するとともに、本件調査の結果を踏まえ、再度、その周知徹底を図るとともに、適正な差押えのオンライン入力処理のための手順を明確化するため、同年12月に「適正な差押えのオンライン入力処理の徹底について」（通知）を各地方社会保険事務局に発出した。

(2) 保険料等の不適正な収納処理事案の再発防止策

平成 20 年 1 月に「健康保険、厚生年金保険等の保険料に係る収納業務等の適正な業務処理の徹底について」（事務連絡）を各社会保険事務局に発出した。

(3) 業務監察で把握することができなかつた点に関する対応策

今後、不適正事務処理の発生原因の徹底説明によって判明したことを踏まえつつ、監察のあり方を抜本的に見直して精緻化を図っていく。

なお、平成 18 年 9 月までは、各地方社会保険事務局における業務監察を担当する地方社会保険監察官は、地方社会保険事務局ごとにその職員の中から任命されており、十分なチェック機能を果たしづらい懸念があったことから、平成 18 年 10 月に、47 社会保険事務局に置かれていた地方社会保険監察官を 9 つのブロック担当事務局に集約配置し、本庁の直接の指揮監督下に置くとともに、地方社会保険監察官には、これまで所属していた社会保険事務局管轄以外の社会保険事務所の監察を担当させることを原則とするなど、業務監察の見直しを行い監察機能の強化を図ったところである。

4 延滞金の徴収漏れの件数が多かつた社会保険事務局の原因について

愛知社会保険事務局に対する調査により把握したところでは、長期間にわたり納付の意思を示さなかつた事業主及び船舶所有者との納付交渉を円滑に進めるために不適正事務処理が行われたと考えられる事例があつたが、延滞金の徴収漏れの件数が多い地方社会保険事務局における原因等については、現在調査中である。

## 厚生年金保険等及び国民年金の台帳等の保管状況

	本庁	地方庁	市町村	合 計
	社会保険業務センター (委託業者)	社会保険事務所		
紙	保管状況を確認中(注)	国民年金被保険者台帳 166万件 厚生年金被保険者名簿・原票 25,382万件 船員保険被保険者名簿 576万件 国民年金被保険者名簿 87万件	国民年金被保険者名簿 3,983万件	30,194万件
マイクロフィルム	厚生年金被保険者台帳 1,754万件 船員保険被保険者台帳 36万件	国民年金被保険者台帳 3,138万件 厚生年金被保険者名簿・原票 38,885万件 船員保険被保険者名簿 855万件  国民年金被保険者名簿 82万件	国民年金被保険者名簿 4,555万件	49,305万件
磁気テープ		国民年金被保険者名簿 7万件	国民年金被保険者名簿 4,988万件	4,995万件
合 計	1,790万件	69,178万件	13,526万件	84,494万件

(注)厚生年金保険及び船員保険について、磁気テープの元となった紙の台帳を保管している。磁気テープ化した台帳は、厚生年金保険が1365万件、船員保険が28万件(社会保険庁編「三十年史」)。

※社会保険オンラインシステムによって管理している被保険者記録は、平成18年6月1日時点で約2億9547万件であり、厚生年金保険(船員保険を含む。)の被保険者記録が約1億5623万件、国民年金の被保険者記録が約1億3923万件となっている。

# 年金記録の管理の現状（イメージ）

現存者 1億人

受給権者 3千万人  
被保険者 7千万人

名寄せ

基礎年金番号で管理

年金手帳の記号番号で管理  
(基礎年金番号以外の番号で管理)

コンピュータで管理  
されている加入記録  
(総数約3億件)

国民年金:1億3900万件  
厚生年金:1億5600万件

**記録数：2億5千万件**

※一つの番号で記録を管理  
※死亡した者の記録を含む

**記録数：5千万件**

※基礎年金番号導入（H9.1）  
前と同様に各制度に記録を管理

1430万（旧厚年台帳）  
36万（船保旧台帳）

基礎年金番号を付番されていない  
共済過去記録(181万件)は各共  
済組合で管理

**記録数：8億5千万件**

## 国民年金

<社会保険事務所>

国民年金被保険者の特殊台帳  
国民年金被保険者の普通台帳（内容確認、補正の上ほとんど破棄）  
約3,300万件（紙、マイクロフィルム）  
国民年金被保険者名簿（市町村から社会保険事務所に移管し、保管）  
約180万件（紙、マイクロフィルム、磁気媒体）

<市町村>

被保険者名簿（一部保管なし）  
約13,500万件（紙、マイクロフィルム、磁気媒体）

## 厚生年金保険

<社会保険事務所>

厚生年金の被保険者名簿・原票  
約64,400万件（紙、マイクロフィルム）  
船員保険の被保険者名簿  
約1,400万件（紙、マイクロフィルム）

<社会保険庁>

厚生年金被保険者台帳（旧台帳）  
※マイクロフィルムで管理している台帳 約1,800万件  
(注)類似のものとして船保の台帳がある

※厚生年金保険及び船員保険について、磁気テープの元となった紙の台帳を保管している。磁気テープ化した台帳は、厚生年金保険が1365万件、船員保険が28万件(社会保険庁編「三十年史」)。

## 過年分の支払額が含まれる場合の源泉徴収について

### 1. 事象

- 年金記録の訂正による裁定の変更により、既に年金を受給している方の年金額が遡及して増額し、過年分を一括して支払う場合、社会保険庁では、従来から一括支払いした年金をその年の公的年金等の収入金額として、源泉徴収税額を計算・徴収し、それに基づく源泉徴収票を受給者に発行してきた。
- こうした場合、遡及した各年分の公的年金等の収入金額として源泉徴収税額を計算・徴収することが、適正な取扱いであることが確認できたので取扱いを改めることとした。

### 2. 影響

- 現在、調査中。該当する方は、裁定変更のあった方のうち、課税があり、かつ、裁定変更した年より前の年金支払額がある方に限定される。

### 3. 対応

#### (1) 当面の対応

- 過年分の年金が一括して支払われた場合に、各年の所得に分けて源泉徴収票を発行し、それに応じて各年の源泉徴収を行うため、早急にシステム改修に取り組むこととし、それまでの間、以下のような対応を実施する。

(ア) 平成19年分の所得税の確定申告に際しては、国税当局と連携し、以下のような対応を実施。

- ① 税務署において、源泉徴収票の再発行の申請受付を代行
- ② 税務署が社会保険業務センターに源泉徴収再発行申請書をFAX送付し、速やかに業務センターにおいて、源泉徴収税額を再計算した正しい源泉徴収票を再発行
- ③ この正しい源泉徴収票を用いて19年所得の確定申告を実施
- ④ 問い合わせには、ねんきんダイヤルにおいて対応



(イ) 18年以前分の修正申告等を行おうとする者についても、(ア)と同様に、源泉徴収票の再発行を実施するとともに、加算税等を課さないように措置

(ウ) 各年別の年金支払額に応じた源泉徴収税額を再計算した場合に、既に一括で徴収した源泉徴収税額と相違する場合は、今後年金をお支払いする過程の中で過不足を調整。

(エ) 19年に裁定変更のあった方には、来年度早期に、今般の事情の説明及び「過年分の年金が含まれている場合には、源泉徴収票の再発行を行う」旨のお知らせを個別に行う。

## (2) システム改修による対応

- システム改修後、19年分及び18年以前分の裁定変更のある者に対しては、源泉徴収票の再発行と必要な税額の調整を行う予定。

